

## 議案第2号

北名古屋市情報公開条例及び北名古屋市個人情報保護条例の一部改正について

北名古屋市情報公開条例及び北名古屋市個人情報保護条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

平成27年2月23日提出

北名古屋市長 長 瀬 保

### 提案理由

この案を提出するのは、独立行政法人通則法の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、特定独立行政法人が廃止され行政執行法人が創設されるため、本条例の一部を改める必要があるからである。

北名古屋市情報公開条例及び北名古屋市個人情報保護条例の一部を  
改正する条例

(北名古屋市情報公開条例の一部改正)

第1条 北名古屋市情報公開条例（平成18年北名古屋市条例第7号）  
の一部を次のように改正する。

第7条第2号ウ中「第2条第2項」を「第2条第4項」に、「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。

(北名古屋市個人情報保護条例の一部改正)

第2条 北名古屋市個人情報保護条例（平成18年北名古屋市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第15条第2号ウ中「第2条第2項」を「第2条第4項」に、「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。